

「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の作成経緯と作成過程

2020年5月27日

日本図書館協会

日本図書館協会は、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（以下、「ガイドライン」と記す）」を策定し、2020年5月14日に公表しました。また、内容の一部に対する補足説明として、2020年5月20日に、「「来館者名簿の作成」の運用に関する補足説明」を公表しました。さらに、公表後の状況の変化を踏まえつつ、ガイドラインを有効に活用できるよう説明を加えた更新版を、2020年5月26日に公表しました。

ガイドラインでは、作成の前提は記していますが、作成の経緯と過程については、記載していません。公表後、これらに関してのご質問が寄せられましたので、ここに整理してお示しする次第です。

1. 作成経緯

ガイドラインの作成は、2020年5月4日の政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（2020年3月28日（5月4日変更））において、特定警戒都道府県は、「例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。」また、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。」と示されたことについて、5月6日に文部科学省から情報提供があり、日本図書館協会として、図書館特有の事情に基づいて、図書館を開館する際に検討が求められる基本的事項を整理することが必要と認識しました。

日本図書館協会としては、この認識に基づき、ガイドライン作成を行うことを、5月7日に理事会メンバーに伝えました。また、文部科学省から示された公表の期日の目安（5月14日）を報告し、策定に対する協力をお願いしました。具体的には、緊急の対応という事情を考慮し、業務執行理事が主導して、理事会メンバーに確認していただくという体制で臨みました。また、関係する委員会として、図書館政策企画委員会と図書館の自由委員会、ならびに、公共図書館部会に働きかけました。さらに、文部科学省を通じて、感染症専門家のご意見を確認するようにしました。

2. 作成過程

ガイドラインは、次のような手順で作成しました。なお、このプロセスと並行して、文部科学省にも、適宜、情報提供を求めています。

5月7日（木）に、第一案（たたき台）を理事メンバーに提示しました。第一案には不

確定な内容が多々あることから、理事の責任において、身近な方に意見を求めることを許容するものの、案の電子ファイルを転送・転載することを控えていただくよう依頼しました。なお、この要請後に、第一案（たたき台）に対する感染症専門家のご意見が文部科学省から届いたため、第二案（専門家意見反映版）として理事メンバーに提示しました。

また、5月8日（金）に、公共図書館部会長、政策企画委員会委員長、ならびに、自由委員会委員長に対して、ガイドライン策定に関する協力要請を行い、第二案（専門家意見反映版）を示して意見を求めました。理事メンバーに対して要請したのと同じく、案には不確定な内容が多々あることから、委員長の責任において、身近な方に意見を求めることを許容するものの、案の電子ファイルを転送・転載することを控えていただくよう依頼しました。

これ以降、関係各位との意見交換に基づき、第三案（業務執行理事案）、第四案（理事確認案）を理事会メンバーに常に確認していただき、5月12日（火）に第五案（協会案）をとりまとめるに至りました。この間、文部科学省を通じて、再度、感染症専門家のご意見をお聞きしています。その後、誤字・脱字や記号類の統一などを施し、ガイドライン（最終版）を確定し、5月14日（木）ホームページに掲載しました。また、同時に、内閣官房からも公表されるに至りました。

3. 補足説明文の公表

公表したガイドラインに対して、とりわけ、「来館者名簿の作成」に関する様々な意見が寄せられたことから、この項目の運用に関する補足説明の文書（以下、「補足説明文」と記す）を作成することを、5月15日（金）に、理事会メンバーで確認しました。また、必要に応じて、更新版の策定を行うことといたしました。

5月17日（日）に、補足説明文の草案を理事会メンバー、ならびに、政策企画委員会委員長と自由委員会委員長・副委員長に提示し、意見を求めました。また、並行して、業務執行理事の間でも、さらに検討を重ねました。

これ以降、理事会メンバー、ならびに、政策企画委員会と自由委員会からの意見・提案を踏まえて、補足説明文（理事確認案）として整え、再度、理事会メンバー、ならびに、政策企画委員会委員長と自由委員会委員長・副委員長に提示して、確認を求めました。なお、自由委員会からは、さらに意見が寄せられましたが、ガイドライン本体の更新をする際に取り扱うこととしました。最終的に、5月20日（水）に、確定した補足説明文（最終版）を、ホームページに公表しました。

4. 更新版の策定

ガイドライン公表後、新型コロナウイルス感染症を巡る状況の変化が見られることから、5月21日（木）より、更新版の作成に着手しました。

5月22日（金）に、更新版第一案を、理事会メンバー、公共図書館部会長、政策企画委員会委員長、ならびに、自由委員会委員長・副委員長に対して提示し、意見を求めました。これに対して示された意見を踏まえて、5月24日（日）に、更新版第二案（業務執行

理事案)を整え、上記各位に提示し、確認を求めました。さらに、更新版第二案(業務執行理事案)に対するご指摘を踏まえて、更新版第三案(最終版)を検討しました。このとき、関係する事項について、障害者サービス委員会委員長に照会し、そのご意見を参考にしました。その後、文部科学省にも事前に報告した上で、ガイドライン更新版(確定版)を、5月26日(火)に、ホームページに公表しました。